

# 沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例

〔平成19年3月5日〕  
〔条例第11号〕

改正平成19年11月27日条例第31号  
改正平成20年2月13日条例第6号  
改正平成21年11月30日条例第9号  
改正平成22年11月29日条例第7号  
改正平成23年11月29日条例第4号  
改正平成25年3月25日条例第1号  
改正平成25年3月28日条例第4号

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

### (勤務1時間当たりの給与額の算出)

第2条 次条、及び第19条から第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

### (給与の減額)

第3条 職員が勤務しないときは、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第12号。以下「勤務時間条例」という。）に規定する休日及び休日に代わる日（以下「休日等」という。）、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第10号）の規定に基づき職務専念義務を免除された場合（給与を減額する旨定められている場合を除く。）その他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

### (端数計算)

第4条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額、第19条及び第20条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

### (口座振替)

第5条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

### (控除)

第6条 法律又は他の条例に別段の定めがある場合及び次の各号に掲げるものについては、その相当額を職員の給与から控除することができる。

(1) 沖縄県市町村職員共済組合が行う共済貯金の積立金及び貸付金の返済金等、職員が共済

組合に支払うべき金額

- (2) 沖縄県市町村互助会の会員の負担金
- (3) 登録を受けた職員団体の組合費
- (4) 勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等に係る金額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の福利厚生的な諸会費等で広域連合長が認めたもの

## 第2章 給料

(給料)

第7条 給料は、正規の勤務時間（勤務時間条例第3条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であって管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を除いた全額とする。

(給料表の種類及び適用範囲)

第8条 給料表は、行政職給料表（別表）とし、第28条に規定する職員以外のすべての職員に適用する。

(職務の分類)

第9条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、規則で定める。

2 職員の職務の級は、前項に規定する規則で定める基準に従い決定する。

(初任給、昇格及び昇給等の基準)

第10条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が、一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（事務局長、課長、室長、主幹及び技幹の職にある職員（以下「管理職員」という。）にあつては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（事務局長、課長、室長、主幹及び技幹の職にある職員（以下「管理職員」という。）にあつては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行われなければならない。

8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

9 現に職員である者が上位の号給の額を初任給として受けるべき資格を取得するに至った場合においては、その者の号給を初任給として受けるべき額の号給まで上位に決定することができ

る。

- 10 休職（法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた場合を含む。）又は休暇のため勤務しなかった職員が復職し、又は再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において規則の定めるところにより、その者の給料月額を調整することができる。

#### （給料の支給方法）

- 第11条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の初日から末日までとし、当月分を当月20日に支給する。ただし、その日が沖縄県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の休日に当たるときは、その日前において最も近い広域連合の休日でない日に支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、沖縄県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）が特に必要があると認めるときは、支給日を変更することができる。
- 3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給又は降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 4 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 5 前項の規定にかかわらず、職員が死亡したとき、定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したとき又は勸奨年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職したときは、その月まで給料を支給する。
- 6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合で、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

### 第3章 手当

#### （管理職手当）

- 第12条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性に基づき、規則で指定する職にある職員に対して支給する。
- 2 管理職手当の月額は、職員の受ける給料月額の100分の15を超えない範囲内で規則で定める。
- 3 第1項の規定により指定する職にある職員には、第19条及び第20条の規定は適用しない。

#### （扶養手当）

- 第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
  - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
  - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
  - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
  - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族については、それぞれ6,500円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の増減に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(地域手当)

第14条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域等に在勤する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の18
- (2) 2級地 100分の15
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の10
- (5) 5級地 100分の6
- (6) 6級地 100分の3

- 3 前項の地域手当の級地は、規則で定める。

第15条 第14条第1項の規則で定める地域に勤務する国又は他の地方公共団体の職員から引き続き給料表の適用を受ける職員となった場合において、任用の事情、当該在籍することとなった日の前日における級地等を考慮して、当該職員には前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該採用の日から2年以内の期間、当該採用の日の前日に勤務していた地域に在籍するものとした場合に前条の規定により支給されることとなる地域手当（当該採用の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合が当該採用の後に改定された場合にあっては、当該採用の日の前日の支給割合による地域手当）の額に調整割合を乗じて得た額の地域手当を支給する。

(住居手当)

第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）
- (2) 第18条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居

住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
  - (1) 前項第1号に掲げる職員次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
    - ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員家賃の月額から12,000円を控除した額
    - イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
  - (2) 前項第2号に掲げる職員前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

#### （通勤手当）

第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
  - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
  - (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。
    - (1) 前項第1号に掲げる職員規則で定めるところにより算出したその者の1月の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。その額が55,000円を超えるときは、55,000円）
    - (2) 前項第2号に掲げる職員次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
      - ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員4, 100円
- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員6, 500円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員8, 900円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員11, 300円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員13, 700円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員16, 100円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員18, 500円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員20, 900円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員21, 800円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員22, 700円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員23, 600円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員24, 500円

(3) 前項第3号に掲げる職員交通機関を利用せず、かつ、自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、高速自動車国道、その他の交通機関等（以下「高速自動車国道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、算出したその者の1箇月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額が20,000円を超えるときは、20,000円）及び同行の規定による額の合計額とする。
- 4 前項の規定は、職員以外の地方公務員又は国家公務員その他規則で定める者であった者から

引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、高速自動車国道等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の月額算出について準用する。

5 前3項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し、必要な事項は、規則で定める。

#### （単身赴任手当）

第18条 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、23,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。

3 職員以外の地方公務員、国家公務員その他規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

#### （時間外勤務手当）

第19条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第20条 休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（期末手当）

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第23条まで及び附則第1項第2号において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の翌日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日（次条及び第24条において、これらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第27条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（管理職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月 100分の100

(2) 4月以上6月未満 100分の80

(3) 2月以上4月未満 100分の50

(4) 2月未満 100分の20

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第1項第2号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当第15条に規定する地域手当は除く。次項において同じ。）の月額の合計額とする。

4 この条例の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して主査（技査を含む。）以上の職についているもの並びにこれに相当する職員として規則で定めるものについて

は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額にその職の職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

**第22条** 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）
- (3) 基準日の属する月又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

**第23条** 広域連合長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 広域連合長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕さ

れているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、広域連合長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 広域連合長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (勤勉手当)

- 第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第1項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）それぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の翌日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日以前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、広域連合長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、広域連合長が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第1項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当（第15条に規定する地域手当は除く。次項及び附則第1項第3号において同じ。）の月額の合計額を加算した額に100分の67.5（管理職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当（第15条に規定する地域手当は除く。次項において同じ。）の月額の合計額とする。
- 4 第21条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同21条第4項中「前項」とあるのは「第24条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第22条中「前条第1項」とあるのは「第24条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」

と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

#### （手当の支給方法）

第25条 管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか規則で定める。

### 第4章 雑則

#### （休職者の給与）

第26条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間（沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例（平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第13号。以下「分限条例」という。）第5条第2項の規定により引き続いたものとみなされた期間を含む。）が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が分限条例第4条に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 法第28条第2項又は分限条例の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 第2項又は第4項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第21条第1項に規定する基準日の属する月に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第21条及び第22条を準用する。この場合において第22条中「前条第1項」とあるのは、「第27条第6項」と読み替えるものとする。

#### （専従休職者の給与）

第27条 法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員には、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(非常勤職員の給与)

第28条 非常勤職員の給与については、予算の範囲内において広域連合長が定める。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成19年3月27日条例第11号)

改正 平成23年11月29日条例第4号

(施行期日)

1 この条例は、平成19年3月5日から施行する。

(派遣された職員に関する経過措置)

2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の17第1項の規定により他の地方公共団体から派遣された職員で、この条例の規定によりその者の受ける給料月額が当該派遣の日の前日においてその者が受けていた給料月額(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年条例第9号。以下この項において「平成21年改正条例」という。))の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第1項に規定する特定職員にあつては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額)を給料として支給する。

(1) 平成21年改正条例附則第3項第1号に規定する減額改定職員であつた者  
100分の99.1

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

3 派遣された職員に関する平成25年度以降の経過措置については、前項の規定にかかわらず、派遣元の条例に準ずるものとする。

附 則 (平成19年11月27日条例第31号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第3項及び別表の改正に係る部分については、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年2月13日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月30日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

2 平成21年4月1日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとな

った職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、連合長の定める職員の第1条の規定による改正後の沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給は、連合長の定めるところによる。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 3 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の給与条例第21条第2項及び第4項から第5項まで、第26条第1項から第2項まで、第4項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用されるその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げる職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情等を考慮して規則で定めるものを除く。））にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.16を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

| 職務の級 | 号給          |
|------|-------------|
| 1 級  | 1号給から56号給まで |
| 2 級  | 1号給から24号給まで |
| 3 級  | 1号給から8号給まで  |

- (2) 平成21年6月において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）が同月に受けた期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.16を乗じて得た額

（委任）

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成22年11月29日条例第7号）

（施行期日）

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

- 1 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級以上であるもの（その号給がその職務の級における最低の号給である職員を除く。以下「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の0.2を乗じて得た額

(2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及び扶養手当の月額合計額（第21条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項

- 各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の0.2を乗じて得た額
- (3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及び扶養手当の月額合計額(第24条第4項において準用する第21条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第24条第2項に規定する割合を乗じて得た額に、100分の0.2を乗じて得た額
- (4) 第26条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第26条第1項 前各号に定める額
- イ 第26条第2項、第3項又は第5項 第1号及び第2号に定める額に、当該各項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ウ 第26条第4項 第1号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- エ 第26条第7項 第2号に定める額に、同項の規定により、同条第2項、第3項又は第5項の例により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の職員が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。
- 3 特定職員についての第3条及び第19条から第20条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の0.2を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 4 第24条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で特定職員の勤勉手当減額対象額に100分の0.13を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 (平成25年3月25日条例第1号)

(施行期日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日条例第4号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）  
行政職給料表

| 職務の級<br>号給 | 1級      | 2級      | 3級      | 4級      | 5級      | 6級      | 7級      |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|            | 給料月額    |
|            | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
| 1          | 135,600 | 185,800 | 222,900 | 261,900 | 289,200 | 320,600 | 366,200 |
| 2          | 136,700 | 187,600 | 224,800 | 264,000 | 291,500 | 322,900 | 368,800 |
| 3          | 137,900 | 189,400 | 226,700 | 266,000 | 293,800 | 325,200 | 371,400 |
| 4          | 139,000 | 191,200 | 228,500 | 268,100 | 296,100 | 327,500 | 374,000 |
| 5          | 140,100 | 192,800 | 230,200 | 270,200 | 298,200 | 329,800 | 376,300 |
| 6          | 141,200 | 194,600 | 232,100 | 272,300 | 300,500 | 331,900 | 378,800 |
| 7          | 142,300 | 196,400 | 234,000 | 274,400 | 302,800 | 334,100 | 381,300 |
| 8          | 143,400 | 198,200 | 235,800 | 276,500 | 305,100 | 336,300 | 383,800 |
| 9          | 144,500 | 200,000 | 237,500 | 278,600 | 307,300 | 338,600 | 386,400 |
| 10         | 145,900 | 201,800 | 239,400 | 280,700 | 309,600 | 340,800 | 389,100 |
| 11         | 147,200 | 203,600 | 241,200 | 282,800 | 311,900 | 343,000 | 391,800 |
| 12         | 148,500 | 205,400 | 243,100 | 284,900 | 314,200 | 345,200 | 394,500 |
| 13         | 149,800 | 207,000 | 244,900 | 287,000 | 316,400 | 347,200 | 397,100 |
| 14         | 151,300 | 208,900 | 246,800 | 289,100 | 318,600 | 349,300 | 399,400 |
| 15         | 152,800 | 210,800 | 248,600 | 291,200 | 320,800 | 351,400 | 401,700 |
| 16         | 154,400 | 212,700 | 250,400 | 293,300 | 323,000 | 353,500 | 404,100 |
| 17         | 155,700 | 214,600 | 252,200 | 295,400 | 325,200 | 355,500 | 406,000 |
| 18         | 157,200 | 216,500 | 254,200 | 297,500 | 327,300 | 357,500 | 408,000 |
| 19         | 158,700 | 218,400 | 256,200 | 299,600 | 329,400 | 359,500 | 409,900 |
| 20         | 160,200 | 220,300 | 258,200 | 301,700 | 331,400 | 361,400 | 411,800 |

|    |         |         |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 21 | 161,600 | 222,000 | 260,100 | 303,800 | 333,500 | 363,500 | 413,700 |
| 22 | 164,300 | 223,900 | 262,000 | 305,900 | 335,600 | 365,400 | 415,500 |
| 23 | 166,900 | 225,800 | 263,900 | 308,000 | 337,700 | 367,400 | 417,400 |
| 24 | 169,500 | 227,700 | 265,700 | 310,100 | 339,800 | 369,400 | 419,400 |
| 25 | 172,200 | 229,300 | 267,700 | 312,100 | 341,700 | 371,500 | 421,300 |
| 26 | 173,900 | 231,100 | 269,600 | 314,200 | 343,700 | 373,500 | 422,800 |
| 27 | 175,600 | 232,800 | 271,500 | 316,300 | 345,700 | 375,500 | 424,400 |
| 28 | 177,300 | 234,600 | 273,400 | 318,400 | 347,700 | 377,500 | 426,000 |
| 29 | 178,800 | 236,100 | 275,300 | 320,400 | 349,400 | 379,100 | 427,600 |
| 30 | 180,600 | 237,600 | 277,200 | 322,500 | 351,300 | 380,900 | 428,900 |
| 31 | 182,400 | 239,100 | 279,100 | 324,600 | 353,200 | 382,700 | 430,200 |
| 32 | 184,200 | 240,600 | 281,000 | 326,700 | 355,100 | 384,400 | 431,500 |
| 33 | 185,800 | 242,100 | 282,700 | 328,400 | 357,000 | 386,200 | 432,700 |
| 34 | 187,300 | 243,600 | 284,600 | 330,400 | 358,800 | 387,600 | 434,000 |
| 35 | 188,800 | 245,100 | 286,500 | 332,500 | 360,600 | 389,200 | 435,300 |
| 36 | 190,300 | 246,700 | 288,400 | 334,600 | 362,300 | 390,800 | 436,500 |
| 37 | 191,600 | 248,000 | 290,100 | 336,500 | 363,800 | 392,400 | 437,800 |
| 38 | 192,900 | 249,600 | 291,900 | 338,500 | 365,100 | 393,600 | 438,700 |
| 39 | 194,200 | 251,200 | 293,700 | 340,500 | 366,500 | 394,800 | 439,600 |
| 40 | 195,500 | 252,800 | 295,500 | 342,500 | 367,900 | 396,000 | 440,500 |
| 41 | 196,900 | 254,200 | 297,400 | 344,400 | 369,400 | 397,100 | 441,100 |
| 42 | 198,200 | 255,600 | 299,100 | 346,300 | 370,300 | 398,300 | 441,900 |
| 43 | 199,500 | 257,000 | 300,800 | 348,200 | 371,400 | 399,500 | 442,600 |
| 44 | 200,800 | 258,400 | 302,500 | 350,100 | 372,500 | 400,700 | 443,400 |
| 45 | 202,000 | 259,700 | 304,200 | 351,600 | 373,400 | 401,400 | 444,200 |
| 46 | 203,300 | 261,100 | 305,900 | 353,100 | 374,300 | 402,100 | 445,000 |
| 47 | 204,600 | 262,500 | 307,600 | 354,600 | 375,200 | 402,800 | 445,800 |
| 48 | 205,900 | 263,900 | 309,300 | 356,100 | 376,100 | 403,500 | 446,600 |

|    |         |         |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 49 | 207,100 | 265,200 | 310,600 | 357,800 | 377,100 | 404,200 | 447,200 |
| 50 | 208,200 | 266,400 | 312,200 | 358,700 | 377,900 | 404,900 | 448,000 |
| 51 | 209,300 | 267,700 | 313,800 | 359,900 | 378,700 | 405,600 | 448,800 |
| 52 | 210,400 | 269,000 | 315,400 | 360,900 | 379,500 | 406,300 | 449,600 |
| 53 | 211,600 | 270,100 | 317,100 | 361,800 | 380,200 | 407,100 | 450,200 |
| 54 | 212,600 | 271,400 | 318,700 | 362,900 | 380,900 | 407,800 | 451,000 |
| 55 | 213,600 | 272,700 | 320,300 | 363,900 | 381,600 | 408,500 | 451,800 |
| 56 | 214,600 | 274,000 | 321,900 | 365,000 | 382,300 | 409,200 | 452,600 |
| 57 | 215,400 | 275,200 | 323,400 | 365,900 | 382,900 | 409,800 | 453,200 |
| 58 | 216,400 | 276,300 | 324,600 | 366,600 | 383,500 | 410,500 | 454,000 |
| 59 | 217,300 | 277,400 | 325,800 | 367,300 | 384,200 | 411,200 | 454,800 |
| 60 | 218,300 | 278,500 | 327,000 | 368,000 | 384,900 | 411,900 | 455,600 |
| 61 | 219,200 | 279,700 | 327,800 | 368,500 | 385,400 | 412,500 | 456,200 |
| 62 | 220,200 | 280,700 | 328,700 | 369,100 | 386,100 | 413,200 |         |
| 63 | 221,200 | 281,700 | 329,500 | 369,800 | 386,800 | 413,900 |         |
| 64 | 222,200 | 282,700 | 330,300 | 370,500 | 387,500 | 414,600 |         |
| 65 | 223,000 | 283,500 | 331,200 | 370,900 | 388,000 | 414,900 |         |
| 66 | 224,000 | 284,400 | 331,700 | 371,600 | 388,700 | 415,500 |         |
| 67 | 225,000 | 285,300 | 332,500 | 372,300 | 389,400 | 416,200 |         |
| 68 | 226,100 | 286,200 | 333,300 | 373,000 | 390,100 | 416,900 |         |
| 69 | 226,900 | 287,200 | 334,100 | 373,500 | 390,500 | 417,400 |         |
| 70 | 227,700 | 288,000 | 334,800 | 374,200 | 391,200 | 418,100 |         |
| 71 | 228,500 | 288,800 | 335,500 | 374,900 | 391,900 | 418,800 |         |
| 72 | 229,300 | 289,600 | 336,200 | 375,600 | 392,600 | 419,500 |         |
| 73 | 230,100 | 290,400 | 336,700 | 376,100 | 392,900 | 420,000 |         |
| 74 | 230,800 | 290,900 | 337,300 | 376,800 | 393,600 | 420,700 |         |
| 75 | 231,500 | 291,400 | 337,900 | 377,500 | 394,300 | 421,400 |         |
| 76 | 232,200 | 291,900 | 338,500 | 378,200 | 395,000 | 422,100 |         |
| 77 | 233,000 | 292,000 | 338,800 | 378,600 | 395,400 | 422,600 |         |

|     |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 78  | 233,800 | 292,400 | 339,300 | 379,200 | 396,100 |
| 79  | 234,600 | 292,600 | 339,800 | 379,800 | 396,800 |
| 80  | 235,400 | 293,500 | 340,300 | 380,400 | 397,500 |
| 81  | 236,100 | 293,200 | 340,700 | 380,900 | 398,000 |
| 82  | 236,800 | 293,500 | 341,200 | 381,500 | 398,700 |
| 83  | 237,500 | 293,900 | 341,700 | 382,100 | 399,400 |
| 84  | 238,200 | 294,200 | 342,200 | 382,700 | 400,100 |
| 85  | 239,000 | 294,500 | 342,700 | 383,300 | 400,600 |
| 86  | 239,700 | 294,800 | 343,200 | 383,900 |         |
| 87  | 240,400 | 295,100 | 343,700 | 384,500 |         |
| 88  | 241,100 | 295,500 | 344,200 | 385,100 |         |
| 89  | 241,900 | 295,800 | 344,600 | 385,800 |         |
| 90  | 242,400 | 296,200 | 345,100 | 386,400 |         |
| 91  | 242,900 | 296,600 | 345,600 | 387,000 |         |
| 92  | 243,400 | 297,000 | 346,100 | 387,600 |         |
| 93  | 243,700 | 297,100 | 346,300 | 388,300 |         |
| 94  |         | 297,500 | 346,800 |         |         |
| 95  |         | 297,900 | 347,300 |         |         |
| 96  |         | 298,300 | 347,800 |         |         |
| 97  |         | 298,500 | 347,900 |         |         |
| 98  |         | 298,900 | 348,400 |         |         |
| 99  |         | 299,300 | 348,900 |         |         |
| 100 |         | 299,700 | 349,400 |         |         |
| 101 |         | 299,900 | 349,700 |         |         |
| 102 |         | 300,300 | 350,100 |         |         |
| 103 |         | 300,700 | 350,500 |         |         |
| 104 |         | 301,100 | 350,900 |         |         |
| 105 |         | 301,300 | 351,400 |         |         |
| 106 |         | 301,600 | 351,800 |         |         |

|     |         |         |  |  |  |
|-----|---------|---------|--|--|--|
| 107 | 302,000 | 352,200 |  |  |  |
| 108 | 302,400 | 352,600 |  |  |  |
| 109 | 302,600 | 353,100 |  |  |  |
| 110 | 303,000 | 353,500 |  |  |  |
| 111 | 303,400 | 353,900 |  |  |  |
| 112 | 303,700 | 354,200 |  |  |  |
| 113 | 303,800 | 354,700 |  |  |  |
| 114 | 304,200 |         |  |  |  |
| 115 | 304,600 |         |  |  |  |
| 116 | 305,000 |         |  |  |  |
| 117 | 305,200 |         |  |  |  |
| 118 | 305,500 |         |  |  |  |
| 119 | 305,800 |         |  |  |  |
| 120 | 306,100 |         |  |  |  |
| 121 | 306,500 |         |  |  |  |
| 122 | 306,800 |         |  |  |  |
| 123 | 307,100 |         |  |  |  |
| 124 | 307,400 |         |  |  |  |
| 125 | 307,800 |         |  |  |  |

備考 この表は、第28条に規定する職員以外のすべての職員に適用する。